

＜事例集＞

平成31年1月7日改訂

まち・ひと・しごと創生本部事務局では、地元企業等に就業した大学生等に対する奨学金返還支援について、若者の地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職等を促進するものであり、若者の地方定着に有効な施策と考えております。

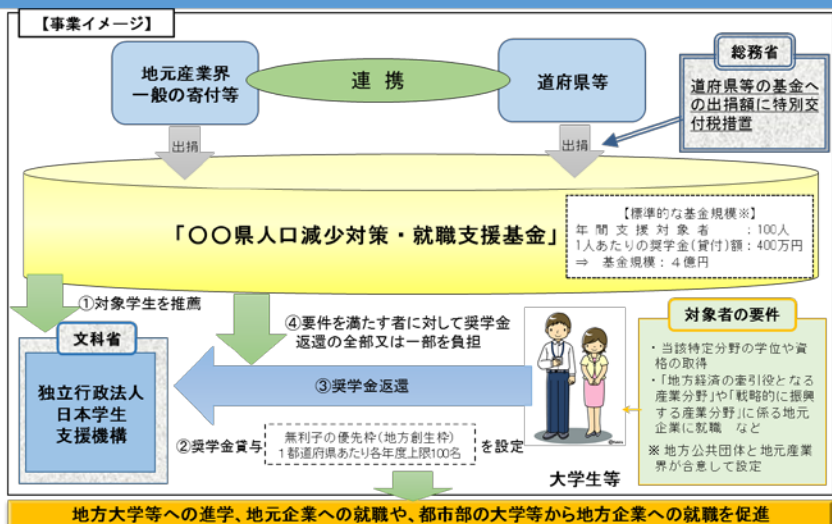
「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）においても、事例集の作成、周知等を通じ、取組を全国展開することとされています。

この度、各地で実施されている取組を集めた事例集を作成しましたので、今後、制度の新設や見直しを検討される地方公共団体におかれましては、ぜひ御参考にさせていただきたいと考えております。

取組の概要

地方公共団体と地元産業界が協力して基金を造成をするなどして、将来の地域産業の担い手となる学生の奨学金の返還を支援するための取組等が行われております。

「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進



既に32府県において、奨学金の返還を支援する仕組みが設けられています。

また、市町村においても300以上の団体において奨学金返還支援の取組が実施されています。

対象となる奨学金の種類や対象者の要件等は実施している地方公共団体ごとに異なり、様々な実施の形態があります。

※専門学校生や大学院生、社会人が対象となっている場合もあります。

※京都府、兵庫県、岡山県、広島県の取組については、従業員に対する奨学金返還支援の制度を有する中小企業等を支援する制度であるなど、上記事業イメージとは異なる形態の取組もあります。

事例一覧

①福井県

基金設置。企業版ふるさと納税活用。

②兵庫県

従業員に対する奨学金返済負担軽減制度を有する企業を支援。

③鳥取県

基金設置。企業版ふるさと納税活用。

④富山県氷見市

基金設置。ふるさと納税活用。

⑤愛知県瀬戸市

基金設置。ふるさと納税活用。

⑥福岡県北九州市

基金設置。企業版ふるさと納税活用。

日本学生支援機構返還支援紹介サイト

<https://www.jasso.go.jp/sp/shougakukin/chihoshien/sosei/seido/index.html>



みんなで育てる地域のチカラ
地方創生

まち・ひと・しごと創生本部

<http://www.chisou.go.jp/sousei/about/shougakukin/index.html>

①福井県

あらかじめ、
幸せだったらいいな。

幸せ度
いちばん
福井県

全47都道府県 幸福度ランキング

3回連続日本一！



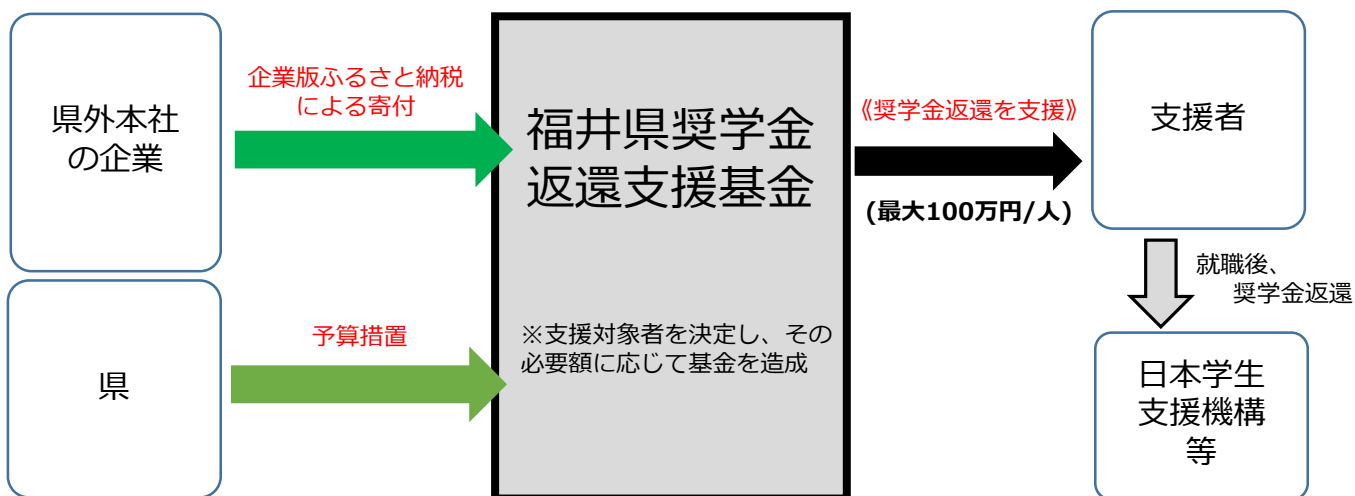
導入の経緯・狙い

福井県では、大学進学時に毎年約2,500人の学生が県外へ流出し、うち約2,000人がそのまま県外で就職してしまう状況にあります。

一方、県内には、製造業を中心として、正規雇用の安定した就業環境が整い、常に全国最上位水準の有効求人倍率が続いています。

そのため、県外の学生を対象として、奨学金返還を応援することにより、県内企業へのU・Iターン就職を推進しています。

奨学金返還支援の仕組み・内容



支援者の要件

- ・大学等において理学、工学、農林水産学、保健関係等の専門分野を履修していること。
- ・建設業、製造業、情報通信業、農林水産業、医療・福祉等の業種に、履修した専門分野を活かした専門職等としてU・Iターン就職すること。（公務員を除く。）

助成額

奨学金返還額の5年分（上限20万円/年、100万円/人）

【利用した国の制度】

特別交付税措置、企業版ふるさと納税

企業との連携

企業版ふるさと納税制度等を活用し、本県で創業した企業など、本県ゆかりの企業などからの寄付を、助成金の財源の一部として充当しています。

● 寄付実績 H28 : 1,050万円 (9社) H29 : 1,000万円 (7社)

県内企業に対しては、優秀な人材確保のため、採用活動にあたり、県外学生に支援制度の積極的なPRを行うよう呼びかけています。

平成30年度からは、本県の主要産業である製造業や求人の多い医療・福祉の技術者など、理系の学生全般を支援対象に加えており、今後も、これらの業種の関係団体等と連携して、就職活動時期の学生等に幅広くPRを行っていきます。

利用実績

平成28年度の制度導入以降、累計で80名の方を認定しました。
(平成30年10月末現在)

【福井県U・Iターン奨学金返還支援事業返還支援認定者数】

H28	H29	H30	合計
25	23	32	80

(H30は10月末の人数)

利用した方の声

【建設業 男性】

県外進学にあたり、両親への負担を少しでも減らすために奨学金を借りました。
この制度は非常にありがたく、寄付をしていただいた企業にはとても感謝しています。

【薬剤師 女性】

最終学年になり就職先を考えているときに、この制度について知り、是非支援を受けて地元で働きたいと思い申請しました。小さいころから、両親のように地元で家庭を築けたらいいなと思っていましたが、この支援が地元に戻ってくる後押しになりました。

【製造業 女性】

奨学金の借入額が高額となったため、支援があると助かると思い申請しました。
おかげで仕事に専念できています。

【担当連絡先】

福井県総合政策部ふるさと県民局地域交流推進課

T E L : 0776-20-0759

制度紹介ホームページ

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/furusato/uisyougakukin/jigyougaiyou.html>



②兵庫県



兵庫県マスコット
はばタン



導入の経緯・狙い

兵庫県ではここ数年、特に若年層の人口流出が続いており、県内大学生の県内企業就職率も3割と低迷しています。また、雇用状況の改善による学生の大手企業志向も相まって、県内中小企業の人材確保対策は喫緊の課題となっていました。

そこで、兵庫県では「企業が自ら取り組む人材確保策を支援する」という観点から、企業とタイアップした形での仕組みを検討し、本制度を創設しました。

本制度は、県内中小企業の人材確保及び若年者の県内就職・定着の促進を目的としています。経年効果はまだ把握できないものの、導入企業からは「自社に興味を持ってくれる学生が増えた」「離職率が改善した」などの声をお寄せいただいています。

奨学金返還支援の仕組み・内容

企業負担分		本人負担分
1 / 3	1 / 3	1 / 3

行政による補助

- 企業に対する補助
- 企業の申請に基づく単年度補助
- 対象者数は予算の範囲内
- 対象社数は制限なし

【補助対象企業】

従業員に対する奨学金返済負担軽減制度を有する県内本社企業

【対象従業員】

対象企業に勤務し、以下の①～⑤の要件を全て満たす者

- ①正社員である者
- ②日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者
- ③当該企業就職後5年以内の者
- ④県内事業所に勤務する者
- ⑤申請年度末時点で29歳以下の者

【補助期間】

対象従業員1人につき、最長5年間

【補助金額】

- ①年間返済額の1/3以内
- ②企業年間支給額の1/2以内
- ③上限6万円

【利用した国の制度】 特になし

企業との連携

本県制度は、前述のとおり、人材確保に積極的に取り組む企業とタイアップして実施しています。

制度導入企業は、合同企業説明会等の際の学生向けPRや補助事務を担う（一財）兵庫県雇用開発協会のホームページでPRしているほか、導入企業自身が自社のホームページや広報誌でPRし、学生・企業への周知を図ることにより、県内の機運醸成を図っています。

利用実績

平成28年度（補正）の制度導入以降、導入企業数・対象者数ともに順調に伸びていますが、企業における制度導入が支援の前提となるため、より一層の導入促進に努めます。

※交付決定ベース	導入企業数	対象者数
H28（補正）	5社	8人
H29	60社	162人
H30（10月末時点）	87社	215人

利用した方の声



菅村 瑞紀さん
(全但バス株式会社)

私は大阪の大学に通っていました。就職先を決めるに際して、このまま大阪で就職しようか、地元に戻って就職しようかと悩んでいましたが、地元にも魅力的な企業がたくさんあることを聞いて、地元に戻りたい気持ちが強くなっていました。

大阪の会社や地元の会社を何社か訪問した結果、全但バスともうひとつ別の会社の2社に絞っていましたが、「あなたと同じ大学の出身です。」と紹介された全但バスの先輩から、「この会社なら大学で学んだことを活かせるよ。それと昨年から奨学金の返済支援制度ができたからずいぶん助かっているよ。」と教えて貰ったこともあり、最終的にこの会社に決めました。

奨学金の返済は大変だと聞いていましたが、私はこの制度のおかげでかなり助かり、やりがいを持って仕事に取り組むことができています。この制度をたくさんの企業に採用していただき、地元の企業に就職する人が増えてくれることを願っています。

【担当連絡先】

兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課雇用就業班

T E L : 078-362-9181

制度紹介ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr04/shogakukin.html>



③鳥取県



©鳥取県



©鳥取県

導入の経緯・狙い

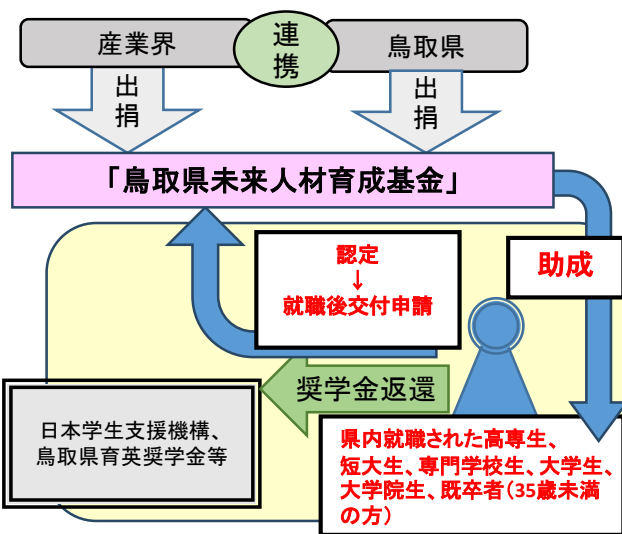
鳥取県では近年、企業進出や事業拡大する企業が増え、就職の場が広がっています。鳥取県は若い皆さんに鳥取県で活躍してもらうため、産業界と協力して、「全国初」の奨学金返還助成を行っています。

平成27年度に製造業等の3業種を対象にスタートし、平成30年度現在で8業種に拡充しています。

※H27開始：製造業、IT企業、薬剤師の職域 / H28追加：建設業、建設コンサルタント業、旅館ホテル業
H29追加：民間の保育士・幼稚園教諭の職域 / H30追加：農林水産業

既に253名が就職し県内で活躍しており、うち176名が県外大学から鳥取県内に就職しています。※H30年10月末現在（累計）

奨学金返還支援の仕組み・内容



鳥取県では、産業界と協力して「鳥取県未来人材育成基金」を設置し、県内就職する大学生と卒業生の方の奨学金返還にかかる助成制度を設け、IJUターンおよび県産業界を担う人材確保を推進していくこととしています。

認定から助成までの流れは次の通りです。

①専門学校、高専、短大、大学、大学院に在学中（既卒（35歳未満）の方は対象業種に正規雇用されるまで）に認定申請いただき、審査を経て認定を受けていただきます。
※1年生から認定申請可能

②認定者の方が、県内の対象業種に正規雇用された場合は交付申請いただき、審査を経て交付決定させていただきます。

③交付決定年度の次年度より毎年度、前年度の在職状況や奨学金の返還状況をご報告いただき、交付決定額に基づき原則8年に分けて支給します。

【助成額算定方法】

助成対象額	無利子奨学金	有利子奨学金
	貸与奨学金の総額 (利子除く)	
	※ただし、奨学金の 貸与月数×6万円を上限とする	
補助率	1/2	1/4

【利用した国の制度】

特別交付税措置、企業版ふるさと納税

企業との連携

鳥取県では未来人材育成基金について、対象業種に関連する県内各種団体・企業からの寄附を募集しています。

また、県外に本社を置く企業からの同基金に対する寄附を、企業版ふるさと納税の対象とするための認定も受けています。

これらの取組により、平成30年10月31日現在、県内外の団体・企業から101件ものご寄附をいただきました。

寄付の状況

(平成30年10月31日現在)

件数：101件

(うち企業版ふるさと納税11件)

金額：44,790千円

(うち企業版ふるさと納税10,030千円)

利用実績

平成27年度の制度導入以降、合計で462名の方が認定を受け、そのうち253名の方が鳥取県内の対象業種に就職しました。

【平成30年10月31日現在利用実績】

	H27 (制度開始時) ~対象			H28~対象			H29~対象	H30~対象	合計
	製造業	I T企業	薬剤師	建設業	建設 コンサルタント	旅館 ホテル業	保育士・ 幼稚園教諭	農林水産業	
認定	156	100	60	40	26	13	62	5	462
就職	92	45	33	32	20	7	22	2	253

利用した方の声



森岡 葵

(米久おいしい鶏株式会社)

私は、奨学金を活用していたため、今後返済を行っていく上でとても不安がありました。

自分は双子なので、親に負担はかけられないと思い、奨学金を活用して地元の短大で学びました。しかし、卒業後、すぐに働きながら返済できるだろうかという思いがありました。

鳥取県が行う奨学金返還助成のことは、父が持ち帰ったチラシで知りました。自分が就職したい鳥取県がバックアップしてくださるということも、県内で仕事をしたいという自分の思いを後押ししてくれました。

鳥取県で返還助成の対象となる職種に就職し、仕事に打ち込みながら、かつ、奨学金制度を活用することが出来ることで、安心して奨学金返済を行うことが出来ると思い活用しました。この奨学金支援制度を知り、仕事・日常生活を行っていくうえで県内就職のプラスになりました。

今後何年間かにわたり奨学金を返済していくことを考えると、この助成制度を活用できたことで不安なく仕事に打ち込めます。

【担当連絡先】

鳥取県商工労働部雇用人材局雇用政策課

TEL：0857-26-7693

制度紹介ホームページ

<https://www.pref.tottori.lg.jp/251627.htm>





導入の経緯・狙い

氷見市では、地方創生に向けて、平成27年10月に、ライフステージごとの人口移動をもとに推計して人口目標を設定した「氷見市人口ビジョン」を策定し、それに向けた必要な戦略として、「氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。それらの策定を通して、大学等へ進学し、卒業後も本市に戻る若者が少ないことが人口減少となる要因の1つと捉え、総合戦略の施策として「氷見出身者の就学・活躍とUターンへの支援（20代など）」を掲げ、重点的に取り組んできました。

その中心的な取り組みとして、進学した子どもたちが氷見市に戻ってふるさとの未来のために活躍できるよう支援する「ぶり奨学プログラム」を、平成28年12月に関連条例を整備し、その登録者に対して助成や低金利のローンの提供などを、総合戦略の計画期間である平成31年度までの社会実験として実施しています。

奨学金返還支援の仕組み・内容

ぶり奨学助成制度を利用するためには、「ぶり奨学プログラム」への登録を必要としており、利子助成も含めると助成期間が最大14年間となるため、その内容を親子で理解しておくことが大切であることから、保護者と子どもの両者が説明会に参加することを登録の条件としています。ぶり奨学助成金の対象等については次のとおりとなっています。

助成対象となるローンおよび奨学金	ぶり奨学ローン、日本学生支援機構（国）の第一種奨学金・第二種奨学金、富山県奨学資金、氷見市育英資金	
助成対象となる進学先	富山県および石川県以外に所在する大学（大学院を除く）、短期大学、高等専門学校（4・5年次）、専修学校（専門課程）	
助成金の種類	利子助成金	在学中にかかる利子の返済額について、1年ずつ交付します。（最長4年間）
	元利助成金	卒業後10年以内に氷見市に戻ってきた場合に、元金および利子の返済額の総額の1/10を1年ずつ交付します。（最長10年間）
助成金の対象額	借り入れたぶり奨学ローンなどの返済額のうち、最大で月額4万5千円×4年間分（216万円）に相当する元金と利子分まで助成対象となります。	
利子助成金の対象者	次の条件をすべて満たした人が利子助成金を申請できます。 ①富山県および石川県以外の大学などに進学し、在学していること ②ぶり奨学プログラムに登録していること ③大学など在学习中にぶり奨学交流事業に年1回以上参加していること ④世帯員が市税を滞納していないこと	
元利助成金の対象者	次の条件をすべて満たした人が元利助成金を申請できます。 ①富山県および石川県以外の大学などに進学し、卒業したこと ②ぶり奨学プログラムに登録していること ③大学などを卒業後10年以内に氷見市に戻って居住していること ④卒業後、地方公務員および国家公務員の職に就いていないこと ⑤世帯員が市税を滞納していないこと	

企業との連携

平成27年8月に、慶応義塾大学SFC研究所と鹿児島県長島町、氷見市が連携して、このプログラムの研究開発等を行うとともに、市内金融機関を構成メンバーとした「ぶり奨学部会」を開催し、先行事例である長島町の金融機関である鹿児島相互信用金庫から講師を派遣してもらうなど実践的な支援を受けながら、制度の設計等を行いました。

また、平成28年12月には、市内に本店・支店を置く7つのすべての金融機関と、ぶり奨学助成制度及びぶり奨学ローン制度の円滑な運営などを柱とする「ぶり奨学プログラムに関する協定」を締結し、連携して取り組んでいます。

利用実績

このプログラムは、平成29年度からの制度であるため、このプログラムの登録者で初めての卒業生となる、大学4年時から登録している11人のうち7人が本市に戻ってきています。

また、今後の本市に戻ってくることが期待されるこのプログラムの登録者の数は125人（平成29年度末）となっています。

利用した方の声

- 私には、3人の子供がおり、大学進学には大変な費用がかかるため、金銭的な不安もあったのですが、この制度を活用することができてとても助かっています。この制度を利用した子どもたちが、出世魚のぶりのように、氷見市へ戻ってきて、地元のリーダーとして活躍してほしいと思います。

(保護者50代)

- この制度を利用することで、将来氷見市に戻ることを考え、大学で学んでいます。支援いただいているみなさんの期待に応えられるようがんばります。

(大学1年生)

【担当連絡先】

氷見市企画政策部企画秘書課

TEL：0766-74-8011

制度紹介ホームページ

https://www.city.himi.toyama.jp/departmentTop/kikaku/kikakuhisyo/seisaku/node_35898





導入の経緯・狙い

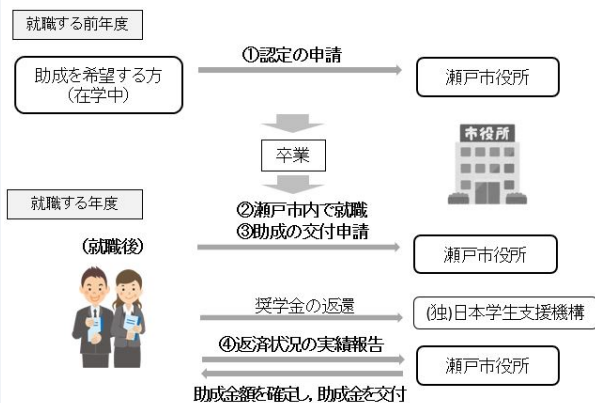
近年、大都市への就職を希望する若者が増え、市内を支える中小企業の雇用不足が問題視されています。また、全国の学生約50%以上が奨学金を受けており、卒業後の返済が重荷となっている現状です。

このような中、将来の地域産業の担い手となる学生の奨学金の返還を支援することで、本市で社会減となっている25歳から29歳までの人口を増やすとともに、若者のU・Iターン就職を促進し、地域の中核企業等を担うリーダー的人材の確保を目指します。

奨学金返還支援の仕組み・内容

『せとまち人材応援助成金』

本制度は、大学などを卒業後、市内で就職して定住する方を対象に、奨学金の返還金額の一部を助成する制度です。



【助成対象奨学金】

(独)日本学生支援機構第一種奨学金(無利子)、第二種奨学金(利息付、利息を除く元金のみ)

【申請対象となる方】

- ・ 大学・大学院・短期大学等のいずれかを卒業する方
- ・ 市内企業(本社)に正社員として就職する方
- ・ 就職後、6年間以上継続して瀬戸市内に定住する意思のある方
- ・ 就職する日の年齢が30歳未満の方

【返還助成金額】

年間に返還した奨学金の3分の2以内の額

- ・ 初年度：上限10万円
- ・ 2年度目以降：上限20万円

【利用した国の制度】

特別交付税措置、ふるさと納税

企業との連携

(1) イベントの開催

瀬戸公共職業安定所及び瀬戸・尾張旭雇用対策協議会の主催で、地元企業を一堂に集めた合同就職面接会を開催しています。また、県内の8市町の地元企業約100社を集め、「地元企業就職ガイダンス」を名古屋市内で開催することによって、人材確保支援を行っています。

(2) ふるさと納税の協力

ふるさと納税PRリーフレットを作成し、地元企業に従業員に対して周知協力をいただくことによって、企業と連携して若者支援を行っています。多くの企業に協力いただき、支援の拡充及び制度の認知向上を図っていきます。

利用実績

平成29年度から制度を導入し、平成29年度は12名を認定しました。うち市外からの認定者数は8名となっており、若者の定住人口の増加と市内企業の人材確保に寄与しています。



利用した方の声



竹内 かおり さん
(株式会社スピード)

竹内さんが今年4月に入社した映画・ゲーム・音楽などの映像を企画・制作する株式会社スピードは、平成24年に創業した新しい会社です。事務担当ですが制作に携わることもあるそうで「いろいろな経験を積むことができている。」とやりがいを感じながら、日々仕事に励んでいます。

年の離れた弟がいることもあり、奨学金を借りながら東京の大学に通っていた竹内さん。内定後、会社から「せとまち人材応援助成金」のことを教えてもらい、瀬戸に居住をして働くことを決めたそうです。「自分の好きな仕事をしながら返済を助けてもらえることは大変助かるし、気持ちの面でも楽になります。本当にありがたいです。」

瀬戸に住み始めて半年ほど。まだまだ瀬戸のことは知らないことが多いそうですが「商店街の方たちが、いろいろと話しかけてくれるので、とても嬉しいです。優しい方ばかりで、助けてもらっています。」と瀬戸の温かさを感じているそうです。今後に向けて「まずは1人で仕事をやりきれようになりたいです。ゲームや音楽の映像制作にも携われたらいいですね。」と抱負を話してくれました。

【担当連絡先】

愛知県瀬戸市地域振興部産業政策課企業支援係

TEL：0561-88-2651

制度紹介ホームページ

<http://www.city.seto.aichi.jp/docs/2017022000053/>



⑥福岡県北九州市



導入の経緯・狙い

【概要】

北九州市は、市内企業で中長期的に活躍し、本市の産業を担う人材を全国から確保・育成することを目的に、市内企業への就職と定住を条件に新卒者の奨学金返還を支援します。

【狙い】

- (1) 市内企業（事業所）の優秀な人材の確保
- (2) 市内企業（事業所）と学生のミスマッチの解消（採用が困難な企業の支援）
- (3) 若者の市内定住

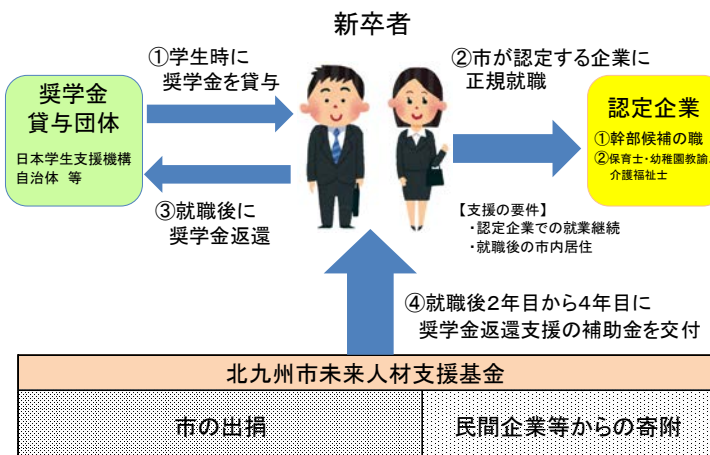
【対象業種】

「北九州市新成長戦略」に関連する業種又は、「少子高齢化」に対応する業種
 ※公務、学校教育、政治・経済・文化団体、金融・保険業は対象外

【対象企業】

市内に本社又は採用権限のある主要事業所を置く中堅・中小企業等
 ※新卒者の採用予定数を確保できていない企業を募集し、市が認定します。

奨学金返還支援の仕組み・内容



【対象者】

2018年～2020年に大学等を卒業し、市認定企業に下記①又は②の職で正社員として就職予定の方

- ① 幹部候補の職（総合職、技術職等）
- ② 保育士・幼稚園教諭、介護福祉士

【支援条件】

市認定企業での就業
 就職後、北九州市内に居住

【支援内容】

18万円／年×3年間＝54万円（上限）
 ※就職2年目から4年目の3年間交付

【定員】

年間300名（年度毎に募集）

【利用した国の制度】

特別交付税措置、企業版ふるさと納税

企業との連携

北九州市では地元産業界及び大学等と連携して、

- ①キャリア教育イベント「北九州ゆめみらいワーク」
 - ②地元企業見学バスツアー
 - ③大学生等を対象とした地元企業インターンシップ
 - ④北九州合同会社説明会
- などを開催しています。

- 基金への寄付状況
7,300万円
(平成31年10月末現在で見込み額を含む)

利用実績

単位：人

年度	学生応募者	交付対象者	補助金交付
平成29年度	301	224	平成31～33年度
平成30年度	317	確認中	平成32～34年度

※平成29年度事業開始。

交付対象者とは、市認定企業に就職した者

返還支援の補助金は、就職2年目～4年目の3年間交付する

利用した方の声

〔学生〕

- ・就職活動を始めてからこの事業を知りましたが、北九州市での就職活動の励みになりました。（Y大学人文学部卒・女子・建設業）
- ・県外出身で北九州市内の企業に就職することに不安も感じていましたが、このような支援制度のおかげで、会社を選ぶ1つのポイントとなりました。北九州市について、より深く知りたいと思うようになりました。（K大学外国語学部卒・女子・卸売業）
- ・この制度は、学生側にとっても北九州市にとっても利益があるものになると思います。（K大学国際関係学部卒・女子・運送業）
- ・貸与型奨学金の返還に苦心する人が少なくないなか、市が主体となって返還を支援する事業は、定住促進という面からみても、双方にメリットがあると考えられます。財政事情が許す限り、今後も継続していただければ幸いです。（M大学工学部卒・男子・製造業）

〔認定企業〕

- ・採用活動のツールとして活用している。
- ・内定後に選択してもらおうメリットになっている。

【担当連絡先】

福岡県北九州市企画調整局政策部企画課

TEL：093-582-2064

制度紹介ホームページ

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kikaku/20301111.html>



「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進に 取り組んでいる道府県一覧

	事業名等	担当電話番号	制度紹介ホームページ
1. 岩手県	いわて産業人材奨学金返還支援制度	019-629-5551	http://www.joho-iwate.or.jp/scholarship/index.html
2. 秋田県	秋田県内就職者向け奨学金返還助成制度	018-860-3751	http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/30289
3. 山形県	山形県若者定着奨学金返還支援事業	023-630-2691	https://www.pref.yamagata.jp/bunkyo/kyoiku/seinshu/6110001syogakukinhenkansien.html
4. 福島県	福島県の将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業	024-521-7290	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/shougakukin30.html
5. 茨城県	就職支援奨学金助成制度	029-301-3645	http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sangyouseisaku/syougakukin/seido.html
6. 栃木県	とちぎ未来人材応援奨学金支援助成金	028-623-2206	http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/koyou/miraijinzauiensyougakukin.html
7. 新潟県	新潟県Uターン促進奨学金返還支援助成金	025-280-5635	http://www.pref.niigata.lg.jp/kurashi/1356888818141.html
8. 富山県	富山県理工系・薬学部生対象奨学金返還助成制度	076-444-4608	https://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1002/kj00019118.html
9. 石川県	石川県ものづくり人材奨学金返還支援助成制度	076-225-1532	http://www.jobcafe-ishikawa.jp/recruit/scholarship/
10. 福井県	福井県U・Iターン奨学金返還支援事業	0776-20-0759	http://www.pref.fukui.jp/doc/furusato/uisyougakukin/jigyougaiyou.html
11. 山梨県	山梨県ものづくり人材就業支援事業	055-223-1567	http://www.pref.yamana.shi.jp/sangyo-jin/index.html
12. 三重県	三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業	059-224-2009	http://www.pref.mie.lg.jp/KIKAKUK/HP/miesalon/74737039887.00002.htm
13. 奈良県	奈良県文化芸術振興奨学金事業	0742-27-8919	http://www.pref.nara.jp/47984.htm
14. 和歌山県	和歌山県中核産業人材確保強化のための奨学金返還助成制度	073-441-2712	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060600/01shin/uturnshushoku/syougakukin_001.html
15. 鳥取県	鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金	0857-26-7648	http://www.pref.tottori.lg.jp/251627.htm
16. 島根県	島根県奨学金返還助成制度	0852-22-5018	http://www.pref.shimane.lg.jp/soumu/syogakukin/
17. 山口県	山口県高度産業人材奨学金返還補助制度	083-933-2470	http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a11400/shougakukin/shougakukin.html
18. 徳島県	徳島県奨学金返還支援制度	088-612-8801	https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/shushokushien/5003310
19. 香川県	日本学生支援機構第一種奨学金返還支援制度	087-832-3122	http://www.pref.kagawa.lg.jp/seisaku/henkanshien/index.html
20. 愛媛県	愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度	089-912-2509	http://www.pref.ehime.jp/h30580/syogakukin/henkansenseido.html

	事業名等	担当電話番号	制度紹介ホームページ
21. 高知県	高知県産業人材定着支援事業	088-823-9158	http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/140901/2017011600271.html
22. 長崎県	産業人材育成奨学金返済アシスト事業	095-895-2731	https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kanko-kyoiku-bunka/gakkokyoiku/assist/kouhosya/367706.html
23. 熊本県	ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度	096-333-2018	https://www.kumakatsu.jp/support.pref.kumamoto.jp
24. 大分県	ものづくり産業人材確保奨学金返還支援事業 ・ものづくり産業人材確保奨学金返還支援事業 ・芸術文化関連産業人材確保奨学金返還支援事業	097-506-3343	ものづくり http://www.pref.oita.jp/soshiki/14580/scholarship-return-support.html 芸術文化関連 http://www.pref.oita.jp/site/furusato/syougakukinhenkan.html
25. 宮崎県	ひなた創生のための奨学金返還支援事業	0985-26-7967	http://choice-miyazaki.com/scholarship_project/
26. 鹿児島県	大学等奨学金返還支援制度	099-286-5214	https://www.pref.kagoshima.jp/ba01/kyoiku-bunka/school/syogakukin/h29_bosyu.html

〇県の独自の奨学金のみを対象とする制度

	事業名等	担当電話番号	制度紹介ホームページ
27. 青森県	青森県育英奨学会大学入学時奨学金	017-734-9136	http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/daigakunyugakuzi-shougakukin.html
28. 岐阜県	清流の国ぎふ大学生等奨学金	058-272-8078	http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/npotiiki/machizukuri/c11122/shougakukin.html

〇従業員に対する奨学金返還支援の制度を有する 中小企業等を支援する制度

	事業名等	担当電話番号	制度紹介ホームページ
29. 京都府	就労・奨学金返済一体型支援事業	075-414-5085	http://www.pref.kyoto.jp/rosei/syuurousyogakukin/syuurousyogakukin1.html
30. 兵庫県	兵庫型奨学金返済支援制度	078-362-9181	https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr04/shogakukin.html
31. 岡山県	中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業	086-226-7391	http://www.kirari-okayama.jp/uturn.php
32. 広島県	中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金	082-513-3424	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/68/shogakukin-hensai-shien-hojokin.html

※この他事例集の内容のように市町村においても取組を実施している場合があります。

地方企業に就職した場合に奨学金の返還を支援する仕組みがあります！！

平成31年1月7日改訂

取組の概要

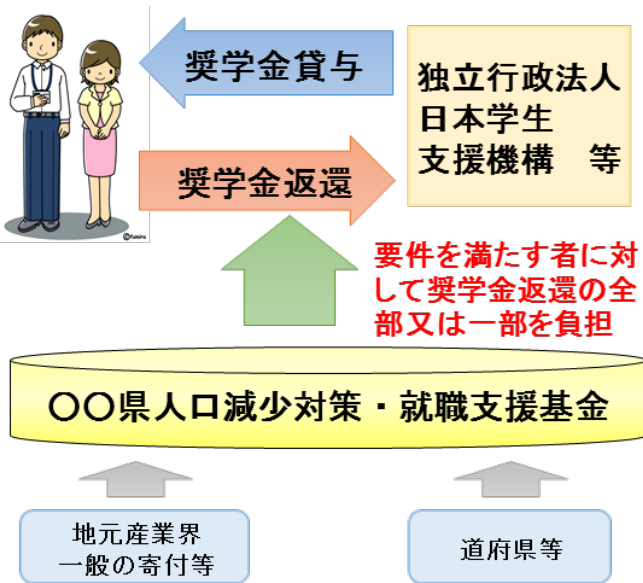
地方公共団体において、大学の卒業後に、域内の特定の業種に一定期間就業するなど、定められた要件を満たした場合に、奨学金の返還を支援する仕組みが設けられています。

これらの取組は現在32府県において実施され、市町村においても取り組んでいるところもあります。

地方企業での就職を希望する学生や卒業生の皆さん、これらの仕組みを活用することも検討してみては、いかがでしょうか！

※対象となる奨学金の種類や対象者の要件、支給金額、支給時期等は地方公共団体ごとに異なります。
※専門学校生や大学院生、社会人が対象となっている場合もあります。
※現在実施している32府県のうち、4府県（京都府、兵庫県、岡山県、広島県）の取組については、従業員に対する奨学金返還支援の制度を有する中小企業等を支援する制度です。

奨学金返還支援のイメージ（※1）



日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子奨学金）の平均貸与額は、**241万円**（※2）

仮に平均額を借りていた人が150万円の奨学金返還支援を受けた場合（※3）には、実質的な負担額は91万円となり、**奨学金返還の負担がぐっと軽減します。**

※1 支援のイメージは地方公共団体ごとに異なります。（独自の奨学金のみを対象とする制度や、従業員に対する奨学金返済支援の制度を有する中小企業等を支援する制度等もあります。）

※2 平成29年3月に貸与が終了した奨学生（大学（学部））の、1人当りの平均貸与総額

※3 奨学金返還支援の上限額は地方公共団体が設定しています。

人生の選択は「今、ここ」だけじゃない
新しい場所に移り住んで
人生を切り開く人々が
日本中にいます。

どう生きる？
どこで生きる？



<https://www.government.go.jp/cam/dokoiki/>



地方での生活に関心がある人は政府特設サイトもご覧ください。

活用イメージ



いろいろな地方に行った際に見たり食べたりした、地域の特色的な商品に関心があります。

地方でこれらに意欲的に取り組んでいる企業への就職を目指したいのですが、従業員規模が小さい企業が多いようで、奨学金を借りていたこともあるため、就職後の生活に不安があり、決断がなかなかできません。



理工系の大学院に進学したので、その知識を生かせる職業に就きたいと考えています。

地元に戻りたい気持ちはありますが、奨学金を借りていたのもので、その返済等の不安があります。

奨学金返還支援の仕組みを活用すれば、負担が少なくなり、選択肢が広がります。

※支援対象者のための就職ガイダンスや企業見学会等を開催している場合もあります。

利用した者の声



私は、奨学金を活用していたため、今後返済を行っていく上でとても不安がありました。

自分は双子なので、親に負担はかけられないと思い、奨学金を活用して地元の短大で学びました。

しかし、卒業後、すぐに働きながら返済できるだろうかという思いがありました。

森岡 葵
米久おいしい鶏株式会社

鳥取県が行う奨学金返還助成のことは、父が持ち帰ったチラシで知りました。自分が就職したい鳥取県がバックアップしてくださるといふことも、県内で仕事をしたいという自分の思いを後押ししてくれました。

鳥取県で返還助成の対象となる職種に就職し、仕事に打ち込みながら、かつ、奨学金制度を活用することが出来ることで、安心して奨学金返済を行うことが出来ると思い活用しました。この奨学金支援制度を知り、仕事・日常生活を行っていくうえで県内就職のプラスになりました。

今後何年間かにわたり奨学金を返済していくことを考えると、この助成制度を活用できたことで不安なく仕事に打ち込めます。

【本件資料作成者】

内閣官房

まち・ひと・しごと創生本部事務局

TEL: 03-5253-2111

みんなで育てる地域の手カラ

地方創生

日本学生支援機構
返還支援紹介サイト



<https://www.jasso.go.jp/sp/shogakukin/chihoshien/sosei/seido/index.html>

平成30年度 奨学金返還支援の概要

	事業名等	主な申請要件	募集人数	返還支援(開始の)要件	返還支援の上限(総額)(支援の時期・内容等)	担当電話番号	制度紹介ホームページ
1. 岩手県	いわて産業人材奨学金返還支援制度	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)の貸与者 ・理工系学位(又はそれに準ずる相当程度の能力)を取得予定又は取得済であること ・応募日から2年以内に卒業見込みの大学生等、県外で就業中又は県内に正規雇用で就業していない35歳未満の者等 ・県内の対象分野・業種の企業に就業・居住等 	50人程度	8年間継続して岩手県内の対象分野・業種の企業(ものづくり企業)へ正規雇用により就業する見込みがあり、県内に居住	<ul style="list-style-type: none"> ・250万円等(認定者のうち実際に就業した者にて、就業1年目から、毎月の奨学金返還額と同額を助成。) 	019-629-5551	 http://www.jobwate.or.jp/scholarship/index.html
2. 秋田県	秋田県内就職者向け奨学金返還助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)、(公財)秋田県育英奨学金貸与者ほか ・県内で就業・居住等 	設定せず	対象奨学金の返還、県内に居住・就業	<ul style="list-style-type: none"> ・60万円等(認定者の返還支援要件を認定の翌年度に確認し、本人へ最大20万円を助成。(助成期間:2~3年間)) 	018-860-3751	 http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/30289
3. 山形県	山形県若者定着奨学金返還支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子)、県内産業団体・市町村等が指定する奨学金の貸与希望者、貸与者 ・県内高校等の卒業見込み・既卒者 ・県内外の大学等進学予定・在籍者 ・県内の商工、農林水産、建設、医療等対象産業分野への就業希望者 	300人	卒業後6ヶ月以内に県内に居住かつ就業し、引き続き3年経過すること	<ul style="list-style-type: none"> ・124.8万円等(返還支援要件を満たした場合、県が一括で奨学金貸与機関に返済(助成金交付時点の奨学金の返還残額が上限。)) 	023-630-2691	 https://www.pref.yamagata.jp/bunkyo/kyoiku/senshu/6110001syogakukinhenkansien.html
4. 福島県	福島県の将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)貸与者(理系枠は無利子のみ) ・大学等の卒業の1つ前の年次に在籍(理系枠については大学1年生) ・大学等を卒業後、6ヶ月以内に製造業等支援対象産業の県内事業所に正規雇用により就職かつ県内定住予定者 	50人程度	卒業後、6ヶ月以内に製造業等支援対象産業の県内事業所に正規雇用により就業かつ、県内に定住し5年経過すること	<ul style="list-style-type: none"> ・貸与を受けた奨学金の2年分相当額等(理系枠については4年分相当額)※有利子奨学金の場合上限額156.3千円(大学生) (返還支援要件を満たした場合、支援認定額を県が(独)日本学生支援機構に支払う。支援認定額が返還残額を超えている場合は、差額を交付対象者に支払う。) 	024-521-7290	 http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/shougakukin30.html
5. 茨城県	就職支援奨学金助成制度(茨城県)	<ul style="list-style-type: none"> 以下の要件を全て満たす者 ・(独)日本学生支援機構の給付奨学金の推薦基準を満たす者のうち、校内選考の結果、推薦枠から外れた者 ・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)、茨城県奨学金の貸与予定者又は貸与者 ・県内に所在する高等学校等を平成30年度以降に卒業し、大学等に進学する予定である者又は県内に所在する高等学校等を平成29年度に卒業し、大学等に進学した者 ・大学等を卒業後、県内企業等に正規雇用により就職する予定である者 ・大学等を卒業後、10年間定住することを目的として県内に住所を有する予定である者 	100人	<ul style="list-style-type: none"> ・県内企業等に正規雇用により就職していること ・県内に住所を有し、10年間定住する予定であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・192万円(交付対象者からの請求に基づき、毎年助成金を交付。) 	029-301-3645	 http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sangyouseisaku/syougakukin/seido.html
6. 栃木県	とちぎ未来人材応援奨学金支援助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)、栃木県育英会一般奨学金等貸与者 ・大学等の卒業の1つ前の年次に在籍 ・県内に事業所がある製造業への就職希望者 ・県内定住予定者 	50人	卒業後、県内製造業に就職・県内居住	<ul style="list-style-type: none"> ・150万円(就業の翌年度から、前年度の返還額を本人へ助成する。(最長8年間)) 	028-623-2206	 http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/koyou/miraijin/aiouenyougakukin.html
7. 新潟県	新潟県Uターン促進奨学金返還支援助成金	<ul style="list-style-type: none"> ※社会人対象の制度 ・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)、新潟県奨学金等の貸与者 ・県内高校等卒業の30歳未満の者で、大学等卒業後、県外で1年以上の就業経験者 ・県内転入後6ヶ月以内に県内で就業等 	設定せず	県内に居住・就業	<ul style="list-style-type: none"> ・120万円(就業の翌年度から、前年度に返還した奨学金の額(上限20万円)を助成。(最長6年間)) 	025-280-5635	 http://www.pref.niigata.lg.jp/kuurashi/1356888818141.html
8. 富山県	富山県理工系・薬学部生対象奨学金返還助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子)、富山県奨学金の貸与者 ・卒業見込みの県外理工系学部生・大学院生 ・県外薬学部生 ・対象企業への就職を希望する者 	設定せず	卒業後、4月末までに県内対象企業へ正規雇用として就業。貸与を受けた奨学金を返還していること	<ul style="list-style-type: none"> ・貸与総額(1~9年目は前年度に返還した奨学金の額に相当する額を本人に支払う。10年目は前年度に返還した奨学金の額に相当する額を本人に支払い、残額を県から奨学金貸与機関に一括で支払う。) 	076-444-4608	 http://www.pref.toyama.jp/cms/sec/1002/ki00019118.html
9. 石川県	石川県ものづくり人材奨学金返還支援助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)貸与者 ①新卒の場合 理系大学院を修了し、石川県内の対象企業へ正社員として入社 ②転職者の場合 理系大学院を修了し、県外の企業へ就職した者で、石川県内の対象企業へ正社員として転職 ※対象企業 機械、繊維、食品、情報産業等のものづくり中小企業(資本金3億円以内または従業員300名未満) 	設定せず	<ul style="list-style-type: none"> ・対象企業に3年間就業 ・通算して2年以上開発・製造などの専門知識を活かした業務に従事 ・通算して2年以上石川県内の事業所で勤務 	<ul style="list-style-type: none"> ・100万円(対象企業への勤務期間が3年を経過した日から3ヶ月以内に、交付申請書等を石川県人材確保・定住推進機構へ提出。承認後、石川県人材確保・定住推進機構から日本学生支援機構へ奨学金返還残額最大100万円を一括で支払う。) 	076-225-1532	 https://www.jobcafe-ishikawa.jp/recruit/scholars/hp/

平成30年度 奨学金返還支援の概要



	事業名等	主な申請要件	募集人数	返還支援(開始の)要件	返還支援の上限(総額)(支援の時期・内容等)	担当電話番号	制度紹介ホームページ
10. 福井県	福井県U・ターン奨学金返還支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)日本学生支援機構奨学金(有利子・無利子)、福井県大学奨学金貸与者 ・県外大学等で、理学、工学、農林水産学、保健関係等の専門分野を履修した者 ・正規雇用により、県内の対象業種に、履修した専門分野を活かした専門職等として就業予定の者 ※対象業種:建設業、製造業、情報通信業、農林水産業、医療・福祉等	40人	<ul style="list-style-type: none"> ・認定の翌年度4月1日までに県内企業等に就職 ・県内に居住 	<ul style="list-style-type: none"> ・100万円(就職後、3回に分けて助成) 	0776-20-0759	 http://www.pref.fukui.jp/doc/furusato/uisyougakukin/jigyougaiyou.html
11. 山梨県	山梨県ものづくり人材就業支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)日本学生支援機構奨学金(有利子・無利子)貸与者 ・県内の対象業種企業(機械電子産業)の企画・開発、製造部門への就職希望者 ・卒業後の10年間に8年以上県内で就業かつ居住見込 	35人	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業後、9月末までに、対象業種企業に正規雇用により就業かつ県内に在住 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業前2年間の貸与額(毎年度助成額は、交付決定額×1/8。卒業後10年間に返還支援要件を満たした期間に応じて支給。通算8年間で補助上限額の満額を支給。) 	055-223-1567	 http://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-jin/index.html
12. 三重県	三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)日本学生支援機構第一種奨学金(無利子)又はこれに準ずる奨学金貸与者 ・大学等の最終学年又はその1年前の在籍生で、かつ、就業先が決まっていない者 ・県内の過疎地域・準過疎地域等の指定地域への定住を希望する者 ・35歳未満で常勤雇用等として就業予定の者(公務員を除く) 	20人	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業後就業し、指定地域に4~8年間居住 	<ul style="list-style-type: none"> ・在学中に借り受けた奨学金総額の1/4(上限100万円)(4年間居住後に支援額の1/3を8年間居住後に残額を助成) 	059-224-2009	 http://www.pref.mie.lg.jp/KIKAKUK/HP/miesalon/74737039887_00002.htm
13. 奈良県	奈良県文化芸術振興奨学金事業	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子)貸与者 ・大学卒業後、文化芸術を業とする県内の基金出捐企業に就業もしくは県の指定した業種(文化芸術分野)に従事することを希望する者 	5人	<ul style="list-style-type: none"> ・大学卒業後、引き続き8年間、①県内に住所を有していること、かつ②県内の基金出捐企業に雇用、又は県の指定した業種(文化芸術分野)に従事していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金貸与総額(返還支援要件を満たした際に、既に返還した額を助成者に支払い、奨学金未返還額を(独)日本学生支援機構に支払う。) 	0742-27-8919	 http://www.pref.nara.jp/47984.htm
14. 和歌山県	和歌山県中核産業人材確保強化のための奨学金返還助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)等の貸与予定者又は貸与者 ・翌年度卒業見込の理工・情報・農学・薬学系の学部・研究科在籍者 ・参画企業が実施するインターンシップ又は企業説明会への参加予定者 ・大学等卒業後、対象企業に継続して3年間以上勤務予定の者 	50人	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業後、対象企業に3年間継続して就業 	<ul style="list-style-type: none"> ・100万円(返還支援要件を満たした場合に、(独)日本学生支援機構等に一括で支払う。) 	073-441-2712	 https://www.pref.wakayama.lg.jp/pref/060600_01shin/uturnshushoku/syougakukin_001.html
15. 鳥取県	鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)、鳥取県育英奨学金等の貸与者 ・県内の製造業、IT業、薬剤師の職域、建設業、建設コンサルタント業、旅館ホテル業、民間の保育士・幼稚園教諭の職域、農林水産業への就業及び県内居住希望者のうち、大学等(大学院、大学、短大、高専、専門学校)在学者か、35歳未満の大学等既卒者 	180人	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の対象業種に就職後8年間以上継続して勤務かつ県内に定住する見込みがあること 	<ul style="list-style-type: none"> ・216万円(6年間の貸与・無利子奨学金の場合)(無利子:奨学金の返還総額の1/2、有利子:返還総額の1/4(利子を除く)を助成金額とし、就職した日の属する年度から原則8年間にわたって、1年ごとに本人に支給。) 	0857-26-7648	 http://www.pref.tottori.lg.jp/251627.htm
16. 島根県	島根県奨学金返還助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)、島根県育英奨学金貸与者 ・県内の中山間地域・離島の事業所への就職希望者 ・就職後に実務経験が必要となる国家資格等の取得を目指す者又は取得済みの者 ・既卒者はUターン者に限る 	30人程度	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業及び就業後、支援開始。(国家資格等は必要な実務経験が経過するまでは支援継続し、受験後は合格の場合のみ支援継続(不合格の場合は一時停止)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・288万円等((独)日本学生支援機構奨学金:当該年度の返還を確認した後、翌年度に当該年度分を助成。島根県育英奨学金分:原則、返還必要額から減額。(最長12年間)) 	0852-22-5018	 http://www.pref.shimane.lg.jp/soumu/syogakukin/
17. 山口県	山口県高度産業人材奨学金返還補助制度	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)等の貸与予定者又は貸与者 ・大学院修士課程1年生で工学研究科、理学研究科、農学研究科若しくは薬学研究科等に在籍又は薬学部5年生で薬学共用試験合格 ・卒業後県内製造業に就業希望者 	25人程度	<ul style="list-style-type: none"> ・県内製造業に就業 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院生211.2万円 ・薬学部生153.6万円(対象期間中、毎年度、前年度実績分を交付。(対象企業に就職後、12年間のうち6年間の県内勤務で最大額を交付。)) 	083-933-2470	 http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a11400/shougakukin/snougakukin.html
18. 徳島県	徳島県奨学金返還支援制度	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)貸与者等 ・卒業後に県内に定住希望かつ県内の事業所に正規雇用として就業希望者等 	200人程度	<ul style="list-style-type: none"> ・3年間、県内で正規雇用で就業後、支援開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・100万円(就業4年目から8年目までの5年間、毎年度、助成金額の1/5を県が(独)日本学生支援機構に支払う。) 	088-612-8801	 https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/shushukushien/5003310

平成30年度 奨学金返還支援の概要

	事業名等	主な申請要件	募集人数	返還支援(開始の)要件	返還支援の上限(総額)(支援の時期・内容等)	担当電話番号	制度紹介ホームページ
19.	香川県 日本学生支援機構第一種奨学金返還支援制度(香川県)	・県内出身者、県内大学等に進学予定又は在学する県外出身者 ・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子)貸与予定者又は貸与者 ・大学等の理工系学部等へ進学予定又は在学する者	110人	卒業後、半年以内に県内に居住し、かつ県内特定業種に就業し、引き続き3年間継続(県外出身者は5年間)	・108万円 (返還支援要件を満たした場合、貸与月数×1.5万円を、一括で(独)日本学生支援機構に支払。)	087-832-3122	 http://www.pref.kagawa.lg.jp/seisaku/henkanshien/ind-ex.html
20.	愛媛県 愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度	・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)貸与者 ・大学又は大学院を2020年(平成32年)3月に卒業予定の者 ・県内の「ものづくり産業分野(製造業、建設業(土木建築サービス業含む)、卸売業・小売業)」、「IT関連分野(製造業、情報通信業)」、「観光分野(宿泊業・飲食サービス業、旅行業)」の企業に就職を希望する者	100人	・就職後1年間勤務していること ・奨学金を1年間返還していること ・就職先の企業が、基金へ出捐していること	・117.6万円 (奨学金年間返還額の2/3(上限16.8万円/年)を毎年度(独)日本学生支援機構に支払う。(最大7年間))	089-912-2509	 http://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/henka-nsienseido.html
21.	高知県 高知県産業人材定着支援事業	・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子)貸与者 ・当該年度に大学等を卒業後、6ヶ月以内に県内で就職(公務員等を除く)	30人	県内での勤務(4年間)	・借入期間4年:120万円 ・借入期間6年:180万円 (例:4年制大学卒業の場合、4年間経過後に約57万円、8年間経過後に63万円を助成)	088-823-9158	 http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/140901/201701160271.html
22.	長崎県 産業人材育成奨学金返済アシスト事業(長崎県)	・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)等貸与予定者又は貸与者 ・対象奨学金を受給している大学生等で、大学等対象業種ごとに定める専門分野を履修し、卒業後、対象業種の県内企業に就職を希望する者 ※大学等進学予定の高校3年生も申請可。(対象業種) ①製造業 ②情報サービス業 ③建設業 ④観光関連産業 ⑤保険業・金融業等(県の誘致企業に限る)	50人程度	大学等卒業後、対象業種の県内企業に正規雇用され、6年以上県内で就業・居住すること	・本人返済額の1/2(上限150万円) (3年間県内で就業・居住後に支援額の1/2を、さらに3年経過後に残りの1/2を支援)	095-895-2731	 https://www.pref.nagasaki.jp/bunru/kanko-kyoiku-bunka/gakkokyoiku/assist/kouhosya/367706.html
23.	熊本県 ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度	・新卒予定者、既卒者又は社会人経験者(県外)であること ・就職先が内定、決定していないこと ・2020年度に参加企業に就職し、かつ、概ね10年以上継続して就業することを希望していること ・就業期間中、熊本県内に居住する見込みであること ・対象奨学金の利用者であること 等	110人(予定)	制度への参加企業(支援金の1/2を負担する企業)に就職し、就業を継続	大学院卒:456万円 大学卒:244.8万円 (参加企業が設定する支援金額を10年間に分けて補助)	096-333-2018	 https://www.kumakatsusupport.pref.kumamoto.jp/ものづくり
24.	大分県 ものづくり産業人材確保奨学金返還支援事業 ・芸術文化関連産業人材確保奨学金返還支援事業(大分県)	・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)等貸与者 ・平成30・31・32年3月の大学等新卒者で、県内の中小企業の対象職種(研究者、開発技術者、製造技術者、情報処理・通信技術者、イラストレーター、建築士・設計士、音楽講師・楽器インストラクター等)に就職する者 ※【事前登録要】卒業予定年度の9月30日までに「おおいた学生登録」に登録し、補助金交付希望の届出をすることが必須です。(登録は進学が決まり次第いつでも可能です。)	35人	対象業種に6年間継続して就業することが見込まれること	・6年間で最大122.4万円 ・年度毎に本人に対し、奨学金返還に要した額を助成(年度毎に上限あり) ・年度毎の上限額 1年目:81,600円 2~5年目:163,200円 6年目:122.4万円から5年目までの補助額を差し引いた額	097-506-3343	 http://www.pref.oita.jp/soshiki/14580/scholarship-return-support.html 芸術文化関連 http://www.pref.oita.jp/site/furusato/syougakukinhenkan.html
25.	宮崎県 ひなた創生のための奨学金返還支援事業(宮崎県)	・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)、宮崎県育英資金(公財)宮崎県奨学会奨学金貸与者 ・県内企業への就職希望者	40人	県内の対象企業に正規雇用	・大学院・6年制大学:150万円 ・4年制大学:100万円 ・短大・高専・専修学校:50万円 (就職後、1年経過後に支援額の30%、3年経過後に30%、5年経過後に40%を本人に助成)	0985-26-7967	 http://choice-miyazaki.com/scholarship_project/
26.	鹿児島県 大学等奨学金返還支援制度(鹿児島県)	・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子)等貸与者 ・県内高校の卒業者等で、大学等進学予定者及び大学等卒業予定者等 ・県外在住の社会人 ・県内企業等への就業かつ県内居住希望者	100人	県内企業等に正規雇用により就業かつ居住すること	・貸与総額 (返還支援要件を満たしている場合前年度に返還した額と同額を本人へ支援。)	099-286-5214	 https://www.pref.kagoshima.jp/ba01/kyoiku-bunka/school/syougakukin/h29bosyu.html

平成30年度 奨学金返還支援の概要

○県の独自の奨学金のみを対象とする制度

	事業名等	主な申請要件	募集人数	返還支援(開始の)要件	返還支援の上限(総額)(支援の時期・内容等)	担当電話番号	制度紹介ホームページ
27. 青森県	青森県育英奨学会大学入学時奨学金	・青森県育英奨学会大学入学時奨学金の貸与者	100人	卒業後1年以内に青森県内に居住・就業してから3年経過すること	・100万円 (要件を満たした場合、返還を免除。)	017-734-9136	 http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/daigakunyuuugakuji_shougakukin.html
28. 岐阜県	清流の国ぎふ大学生等奨学金	○要件を満たした場合返還が免除される奨学金の貸与 ・県外に住所を有し、かつ、県外の大学等に在学していること ・大学等を卒業した後に、県内で就業する意思があると認められること ・学業成績が優秀であると認められること ・経済的理由により就学が困難であると認められること	120人	卒業後、6ヶ月以内に、県内に居住・就業し、引き続き5年間居住・就業	・貸与額全額 (返還支援要件を満たした場合、返還を免除。月額3万円、貸与期間4年の場合144万円)	058-272-8078	 http://www.pref.gifu.lg.jp/kura-shi/mpo-iki/machizukuri/c11122/shougakukin.html

○従業員に対する奨学金返還支援の制度を有する中小企業等を支援する制度 (制度を有する企業等に就職した場合に、企業等から支援を受けることができます。)

	事業名等	主な申請要件	募集人数	返還支援(開始の)要件	返還支援の上限(総額)(支援の時期・内容等)	担当電話番号	制度紹介ホームページ
29. 京都府	就労・奨学金返済一体型支援事業(京都府)	・府内に事業所のある中小企業等で奨学金の返済支援制度を設けているもの(支援対象となる従業員は、正社員であること、企業就職後6年以内であること、受給した奨学金を返済中であること、府内に居住し、府内事業所に勤務していること)	設定せず	就業する企業が返済負担軽減支援制度を有しており、支援対象者要件を満たしていること	・企業負担額の1/2以内 ・年間奨学金返済額の1万円を超える部分の1/2以内 (就職後1～3年目:上限9万円、4～6年目:上限6万円)	075-414-5085	 http://www.pref.kyoto.jp/rosei/syuuuousyougakukin/syuuurou-syougakukinn1.html
30. 兵庫県	兵庫型奨学金返済支援制度	・従業員に対する奨学金返済負担軽減制度を有する県内中小企業 ・支援対象者は、対象企業に勤務する者で、正社員であること、県内事業所に勤務していること等の要件を満たす者	設定せず	就業する企業が返済負担軽減制度を有しており、支援対象者要件を満たしていること	・総額:企業と県からあわせて60万円(最長5年間) ただし、単年度につき、企業への支援額は、 ・本人返済額の1/3まで ・企業支給額の1/2まで ・上限6万円/人 (制度を設ける中小企業に対して、その負担額の一部を支援)	078-362-9181	 https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr04/shogakukin.html
31. 岡山県	中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業(岡山県)	・支援対象者となる従業員に対して奨学金返還支援を行う県内中小企業 ・以下、支援対象者の主な要件 ・東京圏(1都3県)からのUターン就職者(新卒・社会人) ・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)貸与者 ・県内の事業所等に勤務し、35歳未満で、正社員である者	設定せず	就業する企業が返還支援制度を有しており、支援対象者要件を満たしていること	・企業負担額の1/2又は9万円/年のいずれか低い額を最長6年間補助 (企業が県補助上限額まで補助を受ける場合の支援対象者に対する支援額は108万円(18万円×6年))	086-226-7391	 http://www.kirari-okayama.jp/uturn.php
32. 広島県	中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金(広島県)	・従業員の奨学金返済に対する支援制度を有し、働き方改革に取り組んでいる中小企業等に支援額の一部を補助 ・入社後3年以内の正社員従業員への支給分が補助対象 ・(独)日本学生支援機構奨学金のみならず、幅広い奨学金への返済支援も補助対象	設定せず	補助要件を満たし、交付決定を受けた中小企業等	企業の働き方改革取組状況により、次のいずれかの補助率 ・1/2以内(年額10万円/人まで) ・1/3以内(年額6万円/人まで) (企業から従業員への支給額に対して年度毎に補助。(最長3年間))	082-513-3424	 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/68/shogakukin-hensai-shier-hojokin.html

地方の企業に学生が就職した場合に 奨学金の返還を支援する仕組みがあります。

平成31年1月7日改訂

取組の概要

多くの地方公共団体において、**企業や地方公共団体が出捐する基金を資金とする等**、地域内の一定の業種の企業に就業した学生等に対して、**奨学金の返還を支援する仕組み**を設けています。

これらの取組は現在32府県において実施されており、市町村においても取り組んでいるところもあります。

これらの取組に対して企業からの寄附が行われることにより、奨学金返還支援を通じて、地域に定着する若者の増加につながります。

地域発展のため、是非とも力を貸していただけませんか！！

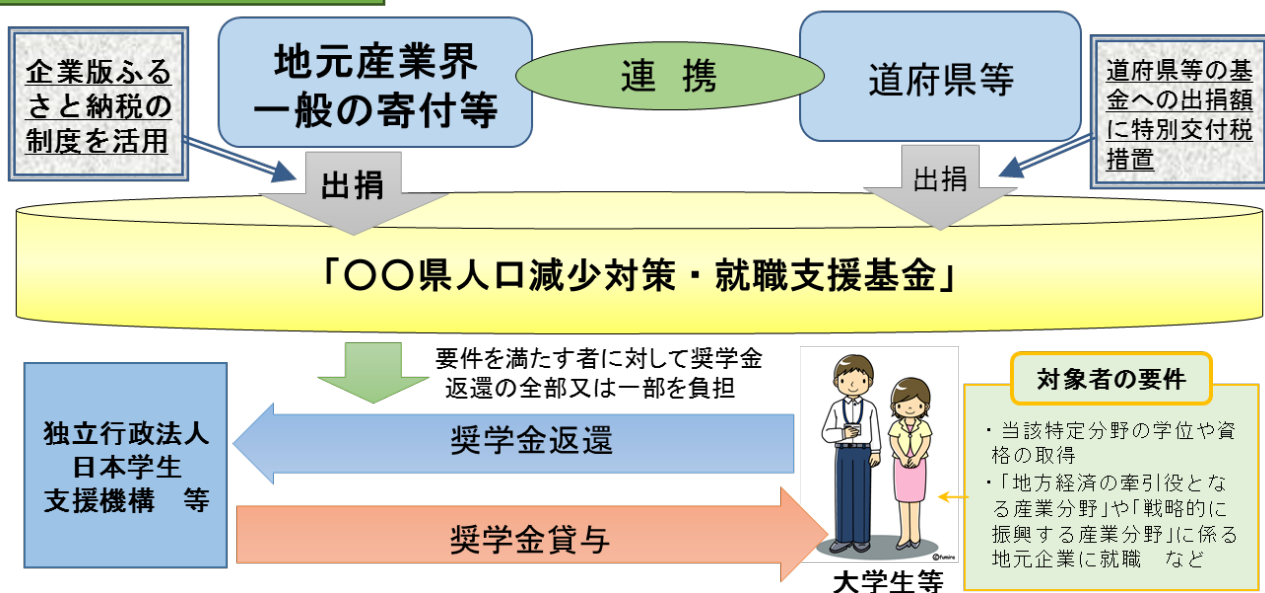
※基金を造成せずに奨学金返還支援を行っている地方公共団体もあります。

※対象者の要件、支給金額、支給時期等は地方公共団体によって異なります。

※専門学校生や大学院生、社会人が対象となっている取組もあります。

※現在実施している32府県のうち、4府県（京都府、兵庫県、岡山県、広島県）の取組については、従業員に対する奨学金返済支援の制度を独自に有する中小企業等を支援する制度です。

仕組みのイメージ



※支援のイメージは地方公共団体ごとに異なります。（独自の奨学金のみを対象とする制度や、従業員に対する奨学金返済支援の制度を有する中小企業等を支援する制度等もあります。）

※企業版ふるさと納税とは・・・

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附についての**税額控除**の優遇措置

- 企業が寄附しやすい仕組みとして、
- ・**税負担軽減のインセンティブを2倍に**
- ・**寄附額の下限は10万円と低めに設定**

※本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外

※寄附企業への経済的な見返りは禁止

詳細は「企業版ふるさと納税ポータルサイト」をご覧ください

https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html

活用のイメージ

未来の我が社を支える
若者を支援する取組に
貢献したい。

お世話になっている
事業所のある地域を
支援できないかな。

最近話題のSDGs、
奨学金の返還支援への
寄附というかたち
でも取り組めるん
じゃないか。



**企業の寄附により、地域の若者が増え、
地域の活性化に貢献できます。**

※支援対象者のための就職ガイダンスや企業見学会等を開催している場合もあります。

寄附した企業の声



チューリッヒ
保険会社

日本における代表者
および
最高経営責任者

西浦 正親

ダイレクト販売を専業とする私たちのビジネスにとって、人は最も重要な資源です。中でもお客さまと直接やりとりをする長崎オフィスのスタッフの能力は、品質の要。長崎県で学び働く若者を支援することは、ひいては地域に根差して活動している私たちのビジネスの強化にもつながります。もちろん、このプロジェクトで支援を受けた若者がただちに当社に入社するわけではありませんが、当社の寄附を現職の社員が『地域の子供たちのために、会社が率先して取り組んでいる』と感じてくれれば、きっと誇りになり、モチベーションの向上につながるはずです。

チューリッヒ・インシュアランス・グループのコミットメントの一つである、コミュニティーへの貢献を実現するため、コーポレートシチズンとしての責任を果たしていく。それが地域の明日につながり、私たちの発展になると信じています。多くの会社が同じ思いで力をあわせていけば、きっと地方創生の大きなうねりになると考えています。

【本件資料作成者】

内閣官房

まち・ひと・しごと創生本部事務局

みんなで育てる地域のチカラ

地方創生

平成30年度 地方創生・奨学金返還支援の概要

	事業名等	主な申請要件	募集人数	返還支援(開始の)要件	返還支援の上限(総額)(支援の時期・内容等)	担当電話番号	制度紹介ホームページ
1. 岩手県	いわて産業人材奨学金返還支援制度	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)の貸与者 ・理工系学位(又はそれに準ずる相当程度の能力)を取得予定又は取得済であること ・応募日から2年以内に卒業見込みの大学生等、県外で就業中又は県内に正規雇用で就業していない35歳未満の者等 ・県内の対象分野・業種の企業に就業・居住等 	50人程度	8年間継続して岩手県内の対象分野・業種の企業(ものづくり企業)へ正規雇用により就業する見込みがあり、県内に居住	<ul style="list-style-type: none"> ・250万円等(認定者のうち実際に就業した者に、就業1年目から、毎月の奨学金返還額と同額を助成。) 	019-629-5551	 http://www.johs-wate.or.jp/scholarship/index.html
2. 秋田県	秋田県内就職者向け奨学金返還助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)、(公財)秋田県育英奨学金貸与者ほか ・県内で就業・居住等 	設定せず	対象奨学金の返還、県内に居住・就業	<ul style="list-style-type: none"> ・60万円等(認定者の返還支援要件を認定の翌年度に確認し、本人へ最大20万円を助成。(助成期間:2~3年間)) 	018-860-3751	 http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/30289
3. 山形県	山形県若者定着奨学金返還支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子)、県内産業団体・市町村等が指定する奨学金の貸与希望者、貸与者 ・県内高校等の卒業見込み・既卒者 ・県内外の大学等進学予定・在籍者 ・県内の商工、農林水産、建設、医療等対象産業分野への就業希望者 	300人	卒業後6ヶ月以内に県内に居住かつ就業し、引き続き3年経過すること	<ul style="list-style-type: none"> ・124.8万円等(返還支援要件を満たした場合、県が一括で奨学金貸与機関に返済(助成金交付時点の奨学金の返還残額が上限。)) 	023-630-2691	 https://www.pref.yamagata.jp/bunkyo/kyoiku/senshu/6110001syogakukinhenkansien.html
4. 福島県	福島県の将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)貸与者(理系枠は無利子のみ) ・大学等の卒業の1つ前の年次に在籍(理系枠については大学1年生) ・大学等を卒業後、6ヶ月以内に製造業等支援対象産業の県内事業所に正規雇用により就職かつ県内定住予定者 	50人程度	卒業後、6ヶ月以内に製造業等支援対象産業の県内事業所に正規雇用により就業かつ、県内に定住し5年経過すること	<ul style="list-style-type: none"> ・貸与を受けた奨学金の2年分相当額等(理系枠については4年分相当額)※有利子奨学金の場合上限額156.3千円(大学生) ・(返還支援要件を満たした場合、支援認定額を県が(独)日本学生支援機構に支払う。支援認定額が返還残額を超えている場合は、差額を交付対象者に支払う。) 	024-521-7290	 http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/shougakukin30.html
5. 茨城県	就職支援奨学金助成制度(茨城県)	<ul style="list-style-type: none"> 以下の要件を全て満たす者 ・(独)日本学生支援機構の給付奨学金の推薦基準を満たす者のうち、校内選考の結果、推薦枠から外れた者 ・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)、茨城県奨学金の貸与予定者又は貸与者 ・県内に所在する高等学校等を平成30年度以降に卒業し、大学等に進学する予定である者又は県内に所在する高等学校等を平成29年度に卒業し、大学等に進学した者 ・大学等を卒業後、県内企業等に正規雇用により就職する予定である者 ・大学等を卒業後、10年間定住することを目的として県内に住所を有する予定である者 	100人	<ul style="list-style-type: none"> ・県内企業等に正規雇用により就職していること ・県内に住所を有し、10年間定住する予定であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・192万円(交付対象者からの請求に基づき、毎年助成金を交付。) 	029-301-3645	 http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sangyouseisaku/syougakukin/seido.html
6. 栃木県	とちぎ未来人材応援奨学金支援助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)、栃木県育英会一般奨学金等貸与者 ・大学等の卒業の1つ前の年次に在籍 ・県内に事業所がある製造業への就職希望者 ・県内定住予定者 	50人	卒業後、県内製造業に就職・県内居住	<ul style="list-style-type: none"> ・150万円(就業の翌年度から、前年度の返還額を本人へ助成する。(最長8年間)) 	028-623-2206	 http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/koyou/mirainjiaiouensyougakukin.html
7. 新潟県	新潟県Uターン促進奨学金返還支援助成金	<ul style="list-style-type: none"> ※社会人対象の制度 ・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)、新潟県奨学金等の貸与者 ・県内高校等卒業の30歳未満の者で、大学等卒業後、県外で1年以上の就業経験者 ・県内転入後6ヶ月以内に県内で就業等 	設定せず	県内に居住・就業	<ul style="list-style-type: none"> ・120万円(就業の翌年度から、前年度に返還した奨学金の額(上限20万円)を助成。(最長6年間)) 	025-280-5635	 http://www.pref.niigata.lg.jp/kuurashi/135688818141.html
8. 富山県	富山県理工系・薬学部生対象奨学金返還助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子)、富山県奨学金の貸与者 ・卒業見込みの県外理工系学部生・大学院生 ・県外薬学部生 ・対象企業への就職を希望する者 	設定せず	卒業後、4月末までに県内対象企業へ正規雇用として就業。貸与を受けた奨学金を返還していること	<ul style="list-style-type: none"> ・貸与総額(1~9年目は前年度に返還した奨学金の額に相当する額を本人に支払う。10年目は前年度に返還した奨学金の額に相当する額を本人に支払い、残額を県から奨学金貸与機関に一括で支払う。) 	076-444-4608	 http://www.pref.toyama.lg.jp/cms/sec/1002/ki00019118.html
9. 石川県	石川県ものづくり人材奨学金返還支援助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)貸与者 ①新卒の場合 理系大学院を修了し、石川県内の対象企業へ正社員として入社 ②転職者の場合 理系大学院を修了し、県外の企業へ就職した者で、石川県内の対象企業へ正社員として転職 ※対象企業 機械、繊維、食品、情報産業等のものづくり中小企業(資本金3億円以内または従業員300名未満) 	設定せず	<ul style="list-style-type: none"> ・対象企業に3年間就業 ・通算して2年以上開発・製造などの専門知識を活かした業務に従事 ・通算して2年以上石川県内の事業所で勤務 	<ul style="list-style-type: none"> ・100万円(対象企業への勤務期間が3年を経過した日から3ヶ月以内に、交付申請書等を石川県人材確保・定住推進機構へ提出。承認後、石川県人材確保・定住推進機構から日本学生支援機構へ奨学金返還残額最大100万円を一括で支払う。) 	076-225-1532	 https://www.jobcafe-ishikawa.jp/recruit/scholars/hp/

平成30年度 地方創生・奨学金返還支援の概要



	事業名等	主な申請要件	募集人数	返還支援(開始の)要件	返還支援の上限(総額)(支援の時期・内容等)	担当電話番号	制度紹介ホームページ
10. 福井県	福井県U・ターン奨学金返還支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)日本学生支援機構奨学金(有利子・無利子)、福井県大学奨学金貸与者 ・県外大学等で、理学、工学、農林水産学、保健関係等の専門分野を履修した者 ・正規雇用により、県内の対象業種に、履修した専門分野を活かした専門職等として就業予定の者 ※対象業種:建設業、製造業、情報通信業、農林水産業、医療・福祉等	40人	<ul style="list-style-type: none"> ・認定の翌年度4月1日までに県内企業等に就職 ・県内に居住 	<ul style="list-style-type: none"> ・100万円(就職後、3回に分けて助成) 	0776-20-0759	 http://www.pref.fukui.jp/doc/furusato/uisyougakukin/jigyougaiyou.html
11. 山梨県	山梨県ものづくり人材就業支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)日本学生支援機構奨学金(有利子・無利子)貸与者 ・県内の対象業種企業(機械電子産業)の企画・開発、製造部門への就職希望者 ・卒業後の10年間に8年以上県内で就業かつ居住見込 	35人	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業後、9月末までに、対象業種企業に正規雇用により就業かつ県内に在住 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業前2年間の貸与額(毎年度助成額は、交付決定額×1/8。卒業後10年間に返還支援要件を満たした期間に応じて支給。通算8年間で補助上限額の満額を支給。) 	055-223-1567	 http://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-jin/index.html
12. 三重県	三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)日本学生支援機構第一種奨学金(無利子)又はこれに準ずる奨学金貸与者 ・大学等の最終学年又はその1年前の在籍生で、かつ、就業先が決まっていない者 ・県内の過疎地域・準過疎地域等の指定地域への定住を希望する者 ・35歳未満で常勤雇用等として就業予定の者(公務員を除く) 	20人	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業後就業し、指定地域に4~8年間居住 	<ul style="list-style-type: none"> ・在学中に借り受けた奨学金総額の1/4(上限100万円)(4年間居住後に支援額の1/3を8年間居住後に残額を助成) 	059-224-2009	 http://www.pref.mie.lg.jp/KIKAKUK/HP/miesalon/74737039887.00002.htm
13. 奈良県	奈良県文化芸術振興奨学金事業	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子)貸与者 ・大学卒業後、文化芸術を業とする県内の基金出捐企業に就業もしくは県の指定した業種(文化芸術分野)に従事することを希望する者 	5人	<ul style="list-style-type: none"> ・大学卒業後、引き続き8年間、①県内に住所を有していること、かつ②県内の基金出捐企業に雇用、又は県の指定した業種(文化芸術分野)に従事していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金貸与総額(返還支援要件を満たした際に、既に返還した額を助成者に支払い、奨学金未返還額を(独)日本学生支援機構に支払う。) 	0742-27-8919	 http://www.pref.nara.jp/47984.htm
14. 和歌山県	和歌山県中核産業人材確保強化のための奨学金返還助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)等の貸与予定者又は貸与者 ・翌年度卒業見込の理工・情報・農学・薬学系の学部・研究科在籍者 ・参画企業が実施するインターンシップ又は企業説明会への参加予定者 ・大学等卒業後、対象企業に継続して3年間以上勤務予定の者 	50人	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業後、対象企業に3年間継続して就業 	<ul style="list-style-type: none"> ・100万円(返還支援要件を満たした場合に、(独)日本学生支援機構等に一括で支払う。) 	073-441-2712	 https://www.pref.wakayama.lg.jp/pref/060600_01shin/uturnshushoku/syougakukin_001.html
15. 鳥取県	鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)、鳥取県育英奨学金等の貸与者 ・県内の製造業、IT業、薬剤師の職域、建設業、建設コンサルタント業、旅館ホテル業、民間の保育士・幼稚園教諭の職域、農林水産業への就業及び県内居住希望者のうち、大学等(大学院、大学、短大、高専、専門学校)在学者か、35歳未満の大学等既卒者 	180人	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の対象業種に就職後8年間以上継続して勤務かつ県内に定住する見込みがあること 	<ul style="list-style-type: none"> ・216万円(6年間の貸与・無利子奨学金の場合)(無利子:奨学金の返還総額の1/2、有利子:返還総額の1/4(利子を除く)を助成金額とし、就職した日の属する年度から原則8年間にわたって、1年ごとに本人に支給。) 	0857-26-7648	 http://www.pref.tottori.lg.jp/251627.htm
16. 島根県	島根県奨学金返還助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)、島根県育英奨学金貸与者 ・県内の中山間地域・離島の事業所への就職希望者 ・就職後に実務経験が必要となる国家資格等の取得を目指す者又は取得済みの者 ・既卒者はUターン者に限る 	30人程度	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業及び就業後、支援開始(国家資格等は必要な実務経験が経過するまでは支援継続し、受験後は合格の場合のみ支援継続(不合格の場合は一時停止)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・288万円等((独)日本学生支援機構奨学金:当該年度の返還を確認した後、翌年度に当該年度分を助成。島根県育英奨学金分:原則、返還必要額から減額。(最長12年間)) 	0852-22-5018	 http://www.pref.shimane.lg.jp/soumu/syogakukin/
17. 山口県	山口県高度産業人材奨学金返還補助制度	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)等の貸与予定者又は貸与者 ・大学院修士課程1年生で工学研究科、理学研究科、農学研究科若しくは薬学研究科等に在籍又は薬学部5年生で薬学共用試験合格 ・卒業後県内製造業に就業希望者 	25人程度	<ul style="list-style-type: none"> ・県内製造業に就業 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院生211.2万円 ・薬学部生153.6万円(対象期間中、毎年度、前年度実績分を交付。対象期間に就職後、12年間のうち6年間の県内勤務で最大額を交付。) 	083-933-2470	 http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a11400/shougakukin/sougakukin.html
18. 徳島県	徳島県奨学金返還支援制度	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)貸与者等 ・卒業後に県内に定住希望かつ県内の事業所に正規雇用として就業希望者等 	200人程度	<ul style="list-style-type: none"> ・3年間、県内で正規雇用で就業後、支援開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・100万円(就業4年目から8年目までの5年間、毎年度、助成金額の1/5を県が(独)日本学生支援機構に支払う。) 	088-612-8801	 https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/shushukushien/5003310

平成30年度 地方創生・奨学金返還支援の概要

	事業名等	主な申請要件	募集人数	返還支援(開始の)要件	返還支援の上限(総額)(支援の時期・内容等)	担当電話番号	制度紹介ホームページ
19.	香川県 日本学生支援機構第一種奨学金返還支援制度(香川県)	・県内出身者、県内大学等に進学予定又は在学する県外出身者 ・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子)貸与予定者又は貸与者 ・大学等の理工系学部等へ進学予定又は在学する者	110人	卒業後、半年以内に県内に居住し、かつ県内特定業種に就業し、引き続き3年間継続(県外出身者は5年間)	・108万円 (返還支援要件を満たした場合、貸与月数×1.5万円を、一括で(独)日本学生支援機構に支払。)	087-832-3122	 http://www.pref.kagawa.lg.jp/seisaku/henkanshien/ind-ex.html
20.	愛媛県 愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度	・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)貸与者 ・大学又は大学院を2020年(平成32年)3月に卒業予定の者 ・県内の「ものづくり産業分野(製造業、建設業(土木建築サービス業含む)、卸売業・小売業)」、「IT関連分野(製造業、情報通信業)」、「観光分野(宿泊業・飲食サービス業、旅行業)」の企業に就職を希望する者	100人	・就職後1年間勤務していること ・奨学金を1年間返還していること ・就職先の企業が、基金へ出捐していること	・117.6万円 (奨学金年間返還額の2/3(上限16.8万円/年)を毎年度(独)日本学生支援機構に支払う。(最大7年間))	089-912-2509	 http://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/henka-nsienseido.html
21.	高知県 高知県産業人材定着支援事業	・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子)貸与者 ・当該年度に大学等を卒業後、6ヶ月以内に県内で就職(公務員等を除く)	30人	県内での勤務(4年間)	・借入期間4年:120万円 ・借入期間6年:180万円 (例:4年制大学卒業の場合、4年間経過後に約57万円、8年間経過後に63万円を助成)	088-823-9158	 http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/140901/201701160271.html
22.	長崎県 産業人材育成奨学金返済アシスト事業(長崎県)	・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)等貸与予定者又は貸与者 ・対象奨学金を受給している大学生等で、大学等に対象業種ごとに定める専門分野を履修し、卒業後、対象業種の県内企業に就職を希望する者 ※大学等進学予定の高校3年生も申請可。(対象業種) ①製造業 ②情報サービス業 ③建設業 ④観光関連産業 ⑤保険業・金融業等(県の誘致企業に限る)	50人程度	大学等卒業後、対象業種の県内企業に正規雇用され、6年以上県内で就業・居住すること	・本人返済額の1/2(上限150万円) (3年間県内で就業・居住後に支援額の1/2を、さらに3年経過後に残りの1/2を支援)	095-895-2731	 https://www.pref.nagasaki.jp/bunru/kanko-kyoiku-bunka/gakkokyoiku/assist/kouhosya/367706.html
23.	熊本県 ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度	・新卒予定者、既卒者又は社会人経験者(県外)であること ・就職先が内定、決定していないこと ・2020年度に参加企業に就職し、かつ、概ね10年以上継続して就業することを希望していること ・就業期間中、熊本県内に居住する見込みであること ・対象奨学金の利用者であること 等	110人(予定)	制度への参加企業(支援金の1/2を負担する企業)に就職し、就業を継続	大学院卒:456万円 大学卒:244.8万円 (参加企業が設定する支援金額を10年間に分けて補助)	096-333-2018	 https://www.kumakatsusupport.pref.kumamoto.jp/ものづくり
24.	大分県 ものづくり産業人材確保奨学金返還支援事業 ・芸術文化関連産業人材確保奨学金返還支援事業(大分県)	・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)等貸与者 ・平成30・31・32年3月の大学等新卒者で、県内の中小企業の対象職種(研究者、開発技術者、製造技術者、情報処理・通信技術者、イラストレーター、建築士・設計士、音楽講師・楽器インストラクター等)に就職する者 ※【事前登録要】卒業予定年度の9月30日までに「おおいた学生登録」に登録し、補助金交付希望の届出をすることが必須です。(登録は進学が決まり次第いつでも可能です。)	35人	対象業種に6年間継続して就業することが見込まれること	・6年間で最大122.4万円 ・年度毎に本人に対し、奨学金返還に要した額を助成(年度毎に上限あり) ・年度毎の上限額 1年目:81,600円 2~5年目:163,200円 6年目:122.4万円から5年目までの補助額を差し引いた額	097-506-3343	 http://www.pref.oita.jp/soshiki/14580/scholarship-return-support.html 芸術文化関連  http://www.pref.oita.jp/site/furusato/syogakukinhenkan.html
25.	宮崎県 ひなた創生のための奨学金返還支援事業(宮崎県)	・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)、宮崎県育英資金(公財)宮崎県奨学会奨学金貸与者 ・県内企業への就職希望者	40人	県内の対象企業に正規雇用	・大学院・6年制大学:150万円 ・4年制大学:100万円 ・短大・高専・専修学校:50万円 (就職後、1年経過後に支援額の30%、3年経過後に30%、5年経過後に40%を本人に助成)	0985-26-7967	 http://choice-miyazaki.com/scholarship_project/
26.	鹿児島県 大学等奨学金返還支援制度(鹿児島県)	・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子)等貸与者 ・県内高校の卒業者等で、大学等進学予定者及び大学等卒業予定者等 ・県外在住の社会人 ・県内企業等への就業かつ県内居住希望者	100人	県内企業等に正規雇用により就業かつ居住すること	・貸与総額 (返還支援要件を満たしている場合前年度に返還した額と同額を本人へ支援。)	099-286-5214	 https://www.pref.kagoshima.jp/ba01/kyoiku-bunka/school/syogakukin/h29bosyu.html

平成30年度 地方創生・奨学金返還支援の概要

○県の独自の奨学金のみを対象とする制度

	事業名等	主な申請要件	募集人数	返還支援(開始の)要件	返還支援の上限(総額)(支援の時期・内容等)	担当電話番号	制度紹介ホームページ
27. 青森県	青森県育英奨学会大学入学時奨学金	・青森県育英奨学会大学入学時奨学金の貸与者	100人	卒業後1年以内に青森県内に居住・就業してから3年経過すること	・100万円 (要件を満たした場合、返還を免除。)	017-734-9136	 http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/daigakunyuuugakuji_shougakukin.html
28. 岐阜県	清流の国ぎふ大学生等奨学金	○要件を満たした場合返還が免除される奨学金の貸与 ・県外に住所を有し、かつ、県外の大学等に在学していること ・大学等を卒業した後に、県内で就業する意思があると認められること ・学業成績が優秀であると認められること ・経済的理由により就学が困難であると認められること	120人	卒業後、6ヶ月以内に、県内に居住・就業し、引き続き5年間居住・就業	・貸与額全額 (返還支援要件を満たした場合、返還を免除。月額3万円、貸与期間4年の場合144万円)	058-272-8078	 http://www.pref.gifu.lg.jp/kura-shi/mpo-iki/machizukuri/c11122/shougakukin.html

○従業員に対する奨学金返還支援の制度を有する中小企業等を支援する制度 (制度を有する企業等に就職した場合に、企業等から支援を受けることができます。)

	事業名等	主な申請要件	募集人数	返還支援(開始の)要件	返還支援の上限(総額)(支援の時期・内容等)	担当電話番号	制度紹介ホームページ
29. 京都府	就労・奨学金返済一体型支援事業(京都府)	・府内に事業所のある中小企業等で奨学金の返済支援制度を設けているもの(支援対象となる従業員は、正社員であること、企業就職後6年以内であること、受給した奨学金を返済中であること、府内に居住し、府内事業所に勤務していること)	設定せず	就業する企業が返済負担軽減支援制度を有しており、支援対象者要件を満たしていること	・企業負担額の1/2以内 ・年間奨学金返済額の1万円を超える部分の1/2以内 (就職後1～3年目:上限9万円、4～6年目:上限6万円)	075-414-5085	 http://www.pref.kyoto.jp/rosei/syuuuousyougakukin/syuuurou-syougakukinn1.html
30. 兵庫県	兵庫型奨学金返済支援制度	・従業員に対する奨学金返済負担軽減制度を有する県内中小企業 ・支援対象者は、対象企業に勤務する者で、正社員であること、県内事業所に勤務していること等の要件を満たす者	設定せず	就業する企業が返済負担軽減制度を有しており、支援対象者要件を満たしていること	・総額:企業と県からあわせて60万円(最長5年間) ただし、単年度につき、企業への支援額は、 ・本人返済額の1/3まで ・企業支給額の1/2まで ・上限6万円/人 (制度を設ける中小企業に対して、その負担額の一部を支援)	078-362-9181	 https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr04/shougakukin.html
31. 岡山県	中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業(岡山県)	・支援対象者となる従業員に対して奨学金返還支援を行う県内中小企業 ・以下、支援対象者の主な要件 ・東京圏(1都3県)からのUターン就職者(新卒・社会人) ・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)貸与者 ・県内の事業所等に勤務し、35歳未満で、正社員である者	設定せず	就業する企業が返還支援制度を有しており、支援対象者要件を満たしていること	・企業負担額の1/2又は9万円/年のいずれか低い額を最長6年間補助 (企業が県補助上限額まで補助を受ける場合の支援対象者に対する支援額は108万円(18万円×6年))	086-226-7391	 http://www.kirari-okayama.jp/uturn.php
32. 広島県	中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金(広島県)	・従業員の奨学金返済に対する支援制度を有し、働き方改革に取り組んでいる中小企業等に支援額の一部を補助 ・入社後3年以内の正社員従業員への支給分が補助対象 ・(独)日本学生支援機構奨学金のみならず、幅広い奨学金への返済支援も補助対象	設定せず	補助要件を満たし、交付決定を受けた中小企業等	企業の働き方改革取組状況により、次のいずれかの補助率 ・1/2以内(年額10万円/人まで) ・1/3以内(年額6万円/人まで) (企業から従業員への支給額に対して年度毎に補助。(最長3年間))	082-513-3424	 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/68/shougakukin-hensai-shier-hojokin.html

※この他市町村においても取組を実施している場合があります。